

第5次沖縄市総合計画 後期基本計画（案）及び第3期沖縄市教育大綱（案） に関するパブリックコメントの実施について

沖縄市総合計画は、沖縄市の将来に向けた健全な発展を推進するために策定する市政運営の総合的な指針であり、これまで5次にわたって策定しています。

第5次沖縄市総合計画は、計画期間を令和3年度から令和12年度とし、10年間のまちづくりの指針となる計画です。現行の第5次沖縄市総合計画 前期基本計画の計画期間が、令和7年度で終了となることから、目標年次を令和12年度とする、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」の策定に取り組んでおります。

この度、計画期間を令和8年度から令和12年度とする「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画（案）」を作成いたしましたので、市民のみなさまからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたします。

また、沖縄市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、「第3期沖縄市教育大綱（案）」を作成しております。当該大綱につきましては、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」に掲げる教育・文化・スポーツ分野に関する基本方向及び施策との整合性を図っていることから、同時にパブリックコメントを実施いたします。

1 公表場所

沖縄市公式ホームページのほか、次の場所において閲覧することができます。

- （1）沖縄市役所 企画部 政策企画課（沖縄市役所3階）
- （2）市政情報センター（沖縄市役所2階）

2 募集資格

募集資格者については、次のいずれかに該当する方とします。

- （1）本市に住所を有する者
- （2）本市に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- （3）本市に通勤又は通学する者
- （4）本市に対して納税義務を有する者

3 公表及び意見等の提出期間

開始：令和7年11月27日（木）

締切：令和7年12月26日（金）17時15分必着

4 募集内容の詳細

- （1）意見の提出方法

別添「意見提出用紙」に必要事項やご意見等をご記入の上、次のいず

れかの方法でご提出ください。

ア 電子メールの場合

次のメールアドレス宛てに「意見提出用紙」を添付し、メールをご送信ください。

E-mail : a2lkikak@city.okinawa.lg.jp

※ メールの件名については、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画（案）及び第3期沖縄市教育大綱（案）に対する意見」としてください。

イ ファクシミリの場合

次のファクシミリ番号に「意見提出用紙」をご送信ください。

ファクシミリ番号：934-3830

ウ 郵送の場合

次の宛先に「意見提出用紙」をご送付ください。

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市役所 企画部 政策企画課 宛て

（令和7年12月26日（金）17時15分必着）

エ 持参の場合

沖縄市役所3階 企画部 政策企画課に提出して下さい。

（受付時間：土・日曜日、祝日を除く平日8時30分～17時15分まで）

（2）意見を提出する際の留意点

ア 意見提出用紙には、住所、氏名（法人またはその他団体の場合は、法人またはその他団体の名称）連絡先をご記入ください。また、記入がない場合には、受付することができません。

イ ご意見等の内容を確認させていただく場合には、直接連絡することがあります。

ウ 電話・口頭によるご意見等は受付することができません。

エ 提出されたご意見等のうち、第5次沖縄市総合計画 後期基本計画（案）及び第3期沖縄市教育大綱（案）と関係のないもの、または、第三者を誹謗中傷する可能性のある内容が含まれているものについては、公表しない場合があります。

（3）意見の取り扱い

ア ご意見等の内容を考慮して、第5次沖縄市総合計画 後期基本計画（案）及び第3期沖縄市教育大綱（案）の意思決定を行います。

イ ご意見への個別回答は行いません。提出していただいたご意見の概要及びそれに対する本市の考え方については、後日、市公式ホームページ、「1 公表場所」において公表します。

ウ 今回の意見募集の際に得られた個人情報については、公表いたし

ません。また、今回の募集目的以外で使用することはありません。

5 関係資料

- (1) 第5次沖縄市総合計画 後期基本計画 部門別計画および第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版（案）
- (2) 第3期沖縄市教育大綱（案）
- (3) 意見提出用紙

6 問い合わせ

沖縄市役所 企画部 政策企画課（企画担当） 照屋・島袋
連絡先：939-1212（内線 2323・2329）